

公表日：令和6年12月12日

男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	80.2%
正職員	83.3%
嘱託・臨時・パート職員	85.4%

説明欄

対象期間：令和5年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

賃金：基本給、時間外勤務手当等、賞与等を含み、退職手当を除く。

正職員：期間の定めがなくフルタイム勤務する労働者。

嘱託・臨時・パート職員：有期契約労働者で当組合から他への出向者を含み、派遣社員を除く。